

令和元年度

# 市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど

坂戸市

## 目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 令和元年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	20
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)	21
(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	22
5. 徴 収	23
(1) 年度別市税決算額	24
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	25
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	26
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	27
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	28
(6) 口座振替利用状況	29
(7) コンビニ収納状況	30
(8) 年度別差押財産状況の内訳	30
(9) 督促状発付状況	31
6. その他	32
市税の税率及び納期等の一覧表	33～35

# 1. 稅務行政機構等

税務機構及び事務分掌

(令和元年7月1日現在)

部名	課名	担当名	課長	副課長	課長補佐	係長	担当	計	事務分掌
総務部	課税課		1					1	課の総括
		税制担当				1	2	3	1 税務事務の総合調整に関する事 2 法人市民税に関する事 3 軽自動車税の賦課に関する事 4 市たばこ税に関する事 5 個人市県民税の賦課に関する事 6 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事 7 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に関する事 8 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事 9 税の諸証明書の発行に関する事
		市民税担当				1	9	10	
		土地担当				1	3	4	
		家屋担当			1	1	5	7	
		計	1		1	4	19	25	
	納税課		1					1	課の総括
		管理担当			1	1	2	4	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事 2 市税の過誤納金の還付に関する事 3 市税の口座振替に関する事 4 市税の督促に関する事 5 納税証明に関する事 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事 8 差押財産等の換価に関する事 9 納税相談に関する事 10 介護保険料の収納に関する事 11 後期高齢者医療保険料の収納に関する事
		徴収担当			1	1	7	9	
		特別整理担当			1	4	3	8	
		計	1		3	6	12	22	
	総計	2		4	10	31	47		

## 2. 市 民 税

## (1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各1月1日現在)

年度		27	28	29	30	1
区分						
人口	男	50,846	50,951	51,013	50,840	50,673
	女	50,357	50,437	50,518	50,498	50,541
	計	101,203	101,388	101,531	101,338	101,214
世帯数		43,496	44,215	44,827	45,316	45,775

## (2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

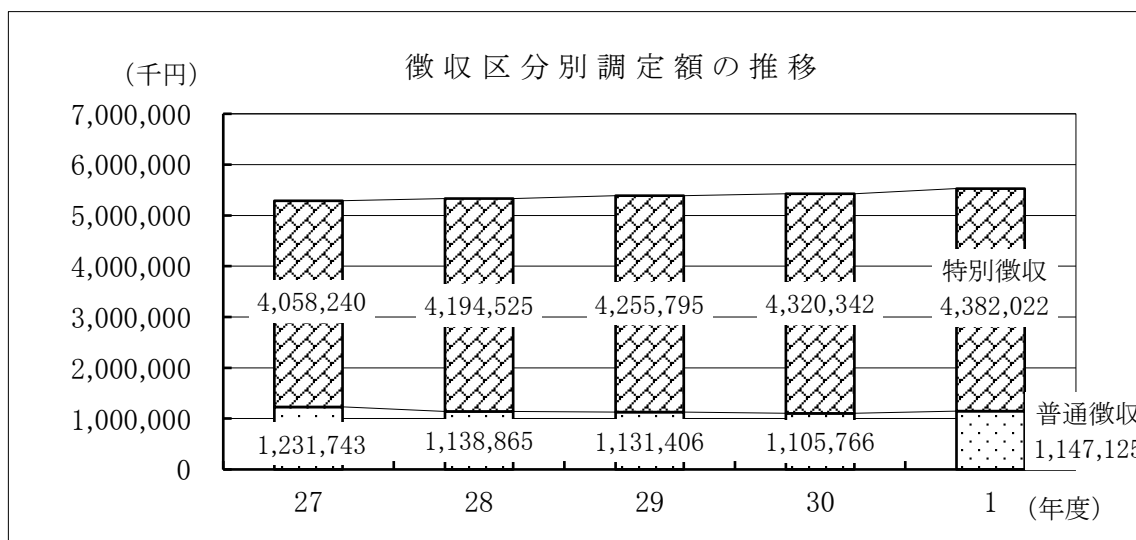
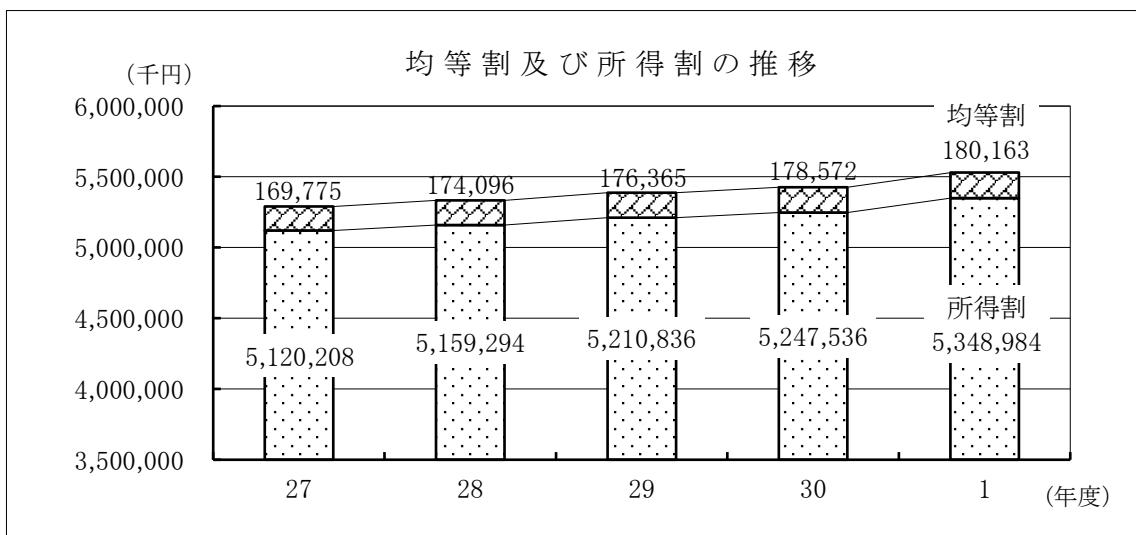
年度		27	28	29	30	1	
区分							
個人	均等割+所得割	45,023	45,589	46,264	46,552	47,193	
	均等割のみ	4,334	4,474	4,446	4,659	4,567	
	計	49,357	50,063	50,710	51,211	51,760	
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	15	13	15	14	14
		第8号	2	1	2	3	3
		第7号	98	108	111	100	100
		第6号	20	20	18	16	16
		第5号	68	68	73	71	71
		第4号	25	24	25	27	26
		第3号	248	260	264	278	280
		第2号	14	15	12	11	11
		第1号	1,538	1,564	1,580	1,573	1,603
		計	2,028	2,073	2,100	2,093	2,124

※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

年度		27	28	29	30	1
区分						
普通徴収	均等割	41,972	41,109	40,152	40,320	39,994
	所得割	1,189,771	1,097,756	1,091,254	1,065,446	1,107,131
	小計	1,231,743	1,138,865	1,131,406	1,105,766	1,147,125
特別徴収	均等割	127,803	132,987	136,213	138,252	140,169
	所得割	3,930,437	4,061,538	4,119,582	4,182,090	4,241,853
	小計	4,058,240	4,194,525	4,255,795	4,320,342	4,382,022
調定額	均等割	169,775	174,096	176,365	178,572	180,163
	所得割	5,120,208	5,159,294	5,210,836	5,247,536	5,348,984
	合計	5,289,983	5,333,390	5,387,201	5,426,108	5,529,147



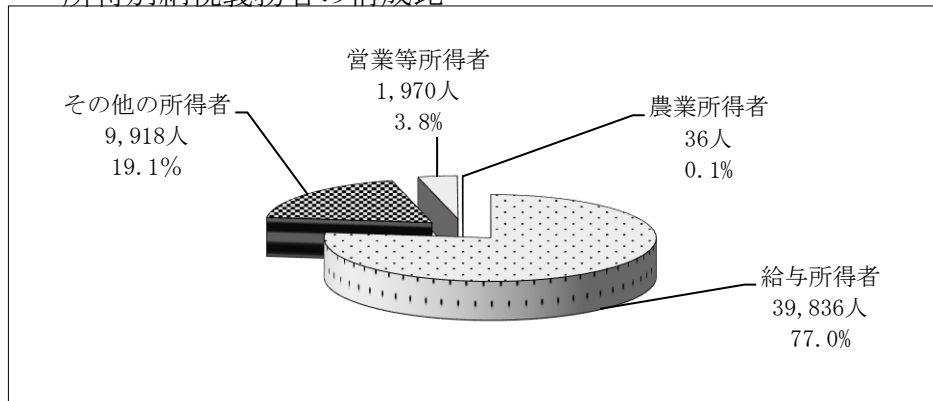


(4) 令和元年度 個人市民税賦課状況

(令和元年7月1日現在)

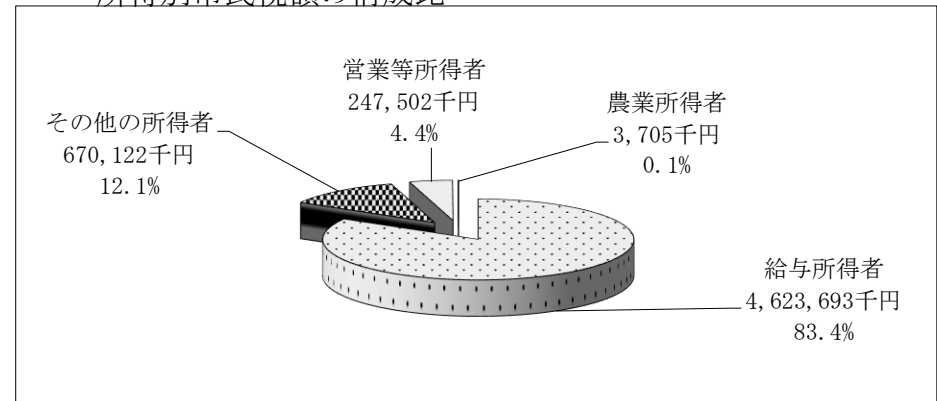
区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
給与所得者	2,334	8,169	37,502	131,257	4,484,267	39,836	4,623,693	116	83.4
営業等所得者	246	861	1,724	6,034	240,607	1,970	247,502	126	4.4
農業所得者	8	28	28	98	3,579	36	3,705	103	0.1
その他の所得者	1,979	6,927	7,939	27,787	635,408	9,918	670,122	68	12.1
計	4,567	15,985	47,193	165,176	5,363,861	51,760	5,545,022	107	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 51,760人

・所得別市民税額の構成比



市民税総額 5,545,022千円

## (5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和元年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区分 給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下	1,405	78	2	495	100	2,080
10万円を超え 100万円以下	10,207	548	12	4,781	107	15,655
100万円を超え 200万円以下	11,365	445	3	1,574	70	13,457
200万円を超え 300万円以下	6,892	269	1	358	49	7,569
300万円を超え 400万円以下	3,580	137	5	142	35	3,899
400万円を超え 550万円以下	2,310	107	3	110	37	2,567
550万円を超え 700万円以下	652	43	0	45	12	752
700万円を超え 1千万円以下	516	34	1	47	25	623
	447	51	1	66	26	591
合計	37,374	1,712	28	7,618	461	47,193

## ※ 「課税標準額」

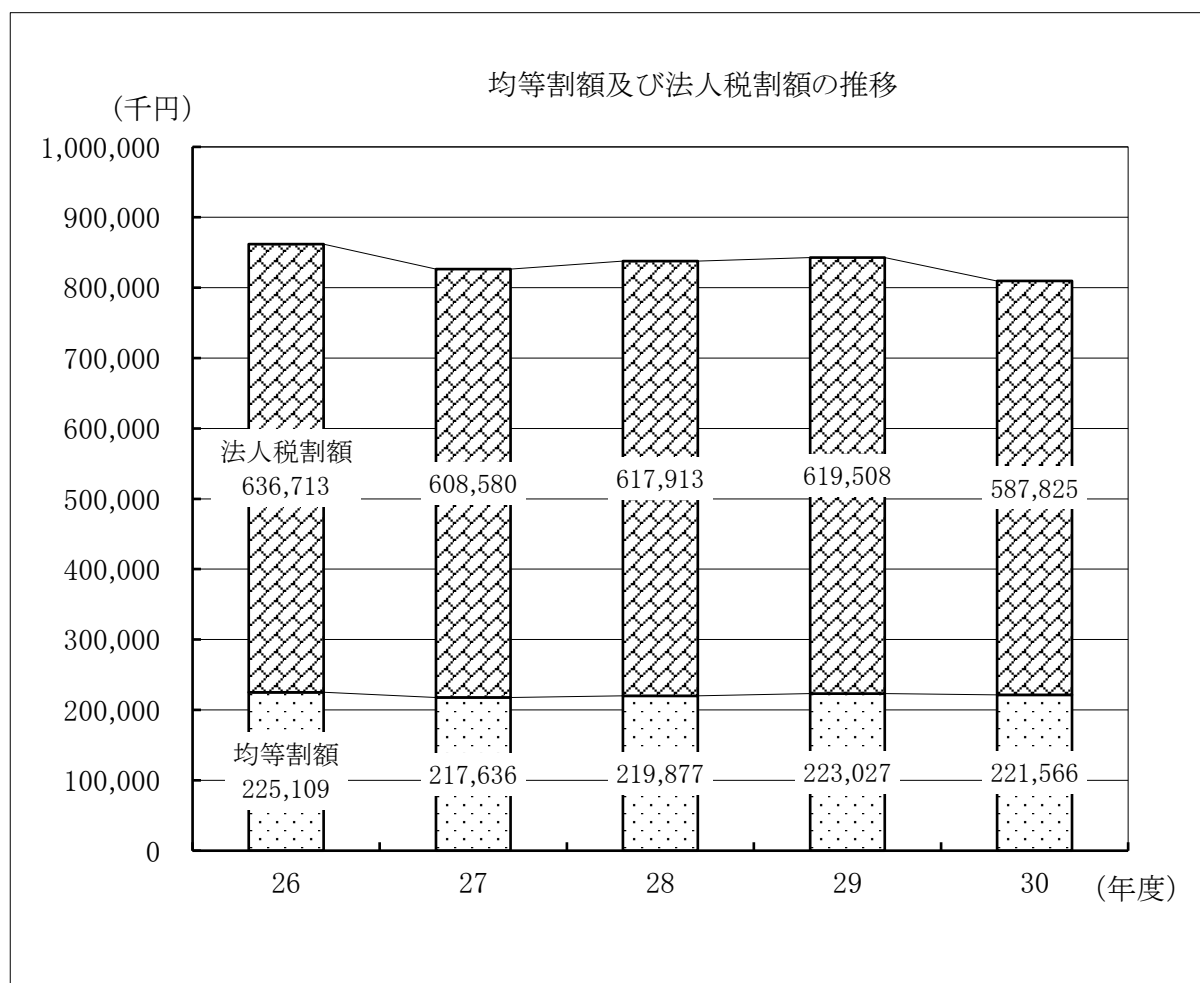
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度	26	27	28	29	30
均等割額	法人数 (社)		2,009	2,045	2,077	2,100	2,111
	調定額 (千円)		225,109	217,636	219,877	223,027	221,566
法人税割額	法人数 (社)		792	820	860	864	878
	調定額 (千円)		636,713	608,580	617,913	619,508	587,825
合計調定額 (千円)			861,822	826,216	837,790	842,535	809,391
合計税額の対前年比 (%)			107.8	95.9	101.4	100.6	96.1



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

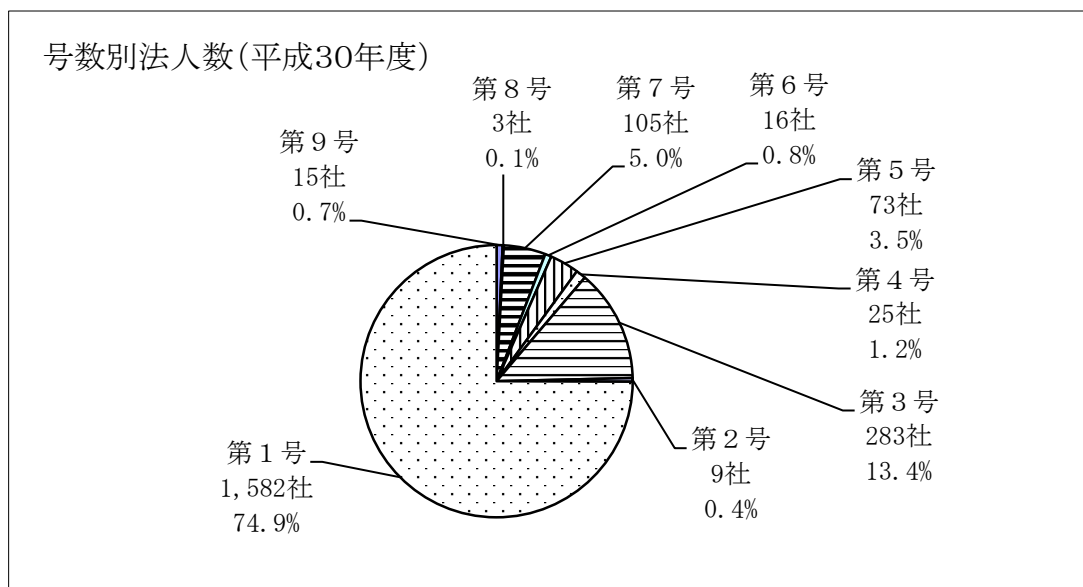
(各年度3月31日現在 単位:社)

年度 区分	26	27	28	29	30
第9号	16	14	14	15	15
第8号	3	2	2	2	3
第7号	100	105	114	115	105
第6号	20	20	19	19	16
第5号	68	73	73	75	73
第4号	23	24	25	28	25
第3号	256	251	265	275	283
第2号	14	14	13	9	9
第1号	1,509	1,542	1,552	1,562	1,582
合計	2,009	2,045	2,077	2,100	2,111

※ 4ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—



## (8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	29年度 (円)	30年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	100,000	185,900	185.9
農業	100,000	185,900	185.9
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	445,276,400	436,629,750	98.1
鉱業	0	0	0.0
建設業	62,397,200	49,102,050	78.7
製造業	382,879,200	387,527,700	101.2
第3次産業	397,158,700	372,575,600	93.8
卸・小売業	161,760,900	160,365,100	99.1
飲食業	15,412,600	13,181,300	85.5
金融・保険業	29,107,400	48,721,300	167.4
不動産業	44,210,800	25,003,600	56.6
運輸・通信業	41,396,700	35,451,800	85.6
電気・ガス・水道業	9,485,100	8,207,200	86.5
サービス業	93,925,600	79,706,400	84.9
その他	1,859,600	1,938,900	104.3
計	842,535,100	809,391,250	96.1

### 3. 固 定 資 產 稅

## (1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		27	28	29	30	1
個人	土地	25,296	25,505	25,724	25,877	26,063
	家屋	30,139	30,338	30,588	30,920	31,120
法人	土地	786	803	826	837	863
	家屋	768	789	808	832	859
合計	土地	26,082	26,308	26,550	26,714	26,926
	家屋	30,907	31,127	31,396	31,752	31,979

## (2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		27	28	29	30	1
免税点以上	個人	136	157	153	142	144
	法人	717	746	757	758	770
	計	853	903	910	900	914
免税点未満	個人	256	249	250	256	263
	法人	838	831	833	810	818
	計	1,094	1,080	1,083	1,066	1,081
	個人	392	406	403	398	407
	法人	1,555	1,577	1,590	1,568	1,588
	計	1,947	1,983	1,993	1,966	1,995

## ※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

## ※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限  
(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

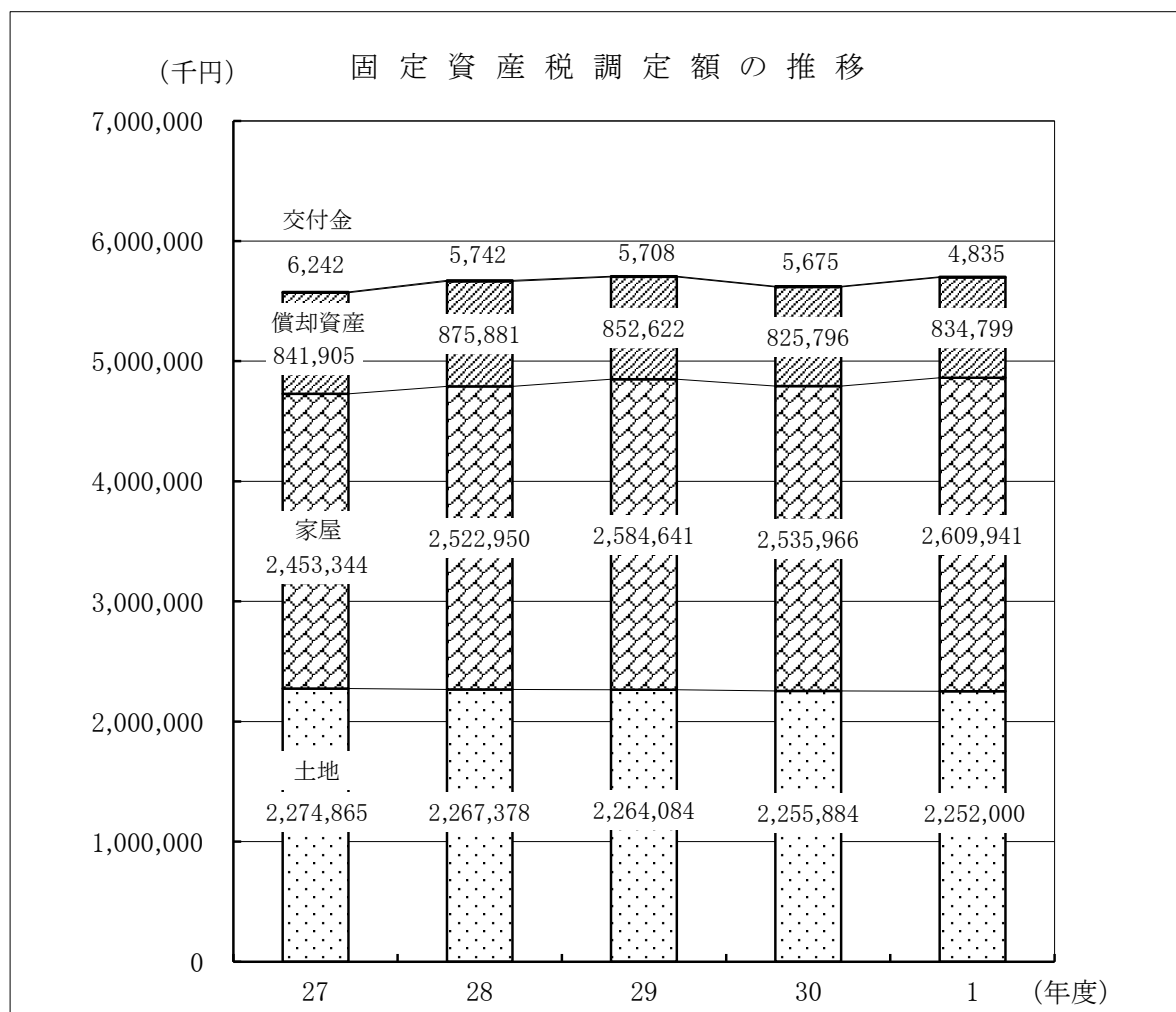
区分		年度	27	28	29	30	1
固定資産税	土地		2,274,865	2,267,378	2,264,084	2,255,884	2,252,000
	家屋		2,453,344	2,522,950	2,584,641	2,535,966	2,609,941
	償却資産		841,905	875,881	852,622	825,796	834,799
	小計		5,570,114	5,666,209	5,701,347	5,617,646	5,696,740
交付金			6,242	5,742	5,708	5,675	4,835
合計			5,576,356	5,671,951	5,707,055	5,623,321	5,701,575

※「調定額」

税収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。





(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和元年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	26,926	78,715	26,666,584	466,850,873	64.5
	家 屋	31,397	34,434	5,481,042	193,691,087	26.7
	償却資産	914	-	-	62,186,759	8.6
	市評価分	898	-	-	38,833,747	5.4
	国・県配分	16	-	-	23,353,012	3.2
	小 計	59,237	113,149	32,147,626	722,728,719	99.8
免税点未満	土 地	2,524	3,838	1,451,441	1,069,292	0.2
	家 屋	582	700	29,340	48,990	0.0
	償却資産	1,081	-	-	445,593	0.0
	市評価分	1,080	-	-	444,386	0.0
	国・県配分	1	-	-	1,207	0.0
	小 計	4,187	4,538	1,480,781	1,563,875	0.2
合 計		63,424	117,687	33,628,407	724,292,594	100

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和元年5月1日現在 単位:千円)

区 分		決定価格	課税標準額	うち公益事業等 特例分
種 類				
市評価分	構 築 物	10,045,502	10,023,130	11,238
	機 械 及 び 装 置	20,892,049	20,025,376	624,247
	車 両 及 び 運 搬 具	115,885	115,885	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	7,780,311	7,768,594	10,231
	小 計	38,833,747	37,932,985	645,716
国 ・ 県 配 分		23,353,012	21,690,343	0
合 計		62,186,759	59,623,328	645,716

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

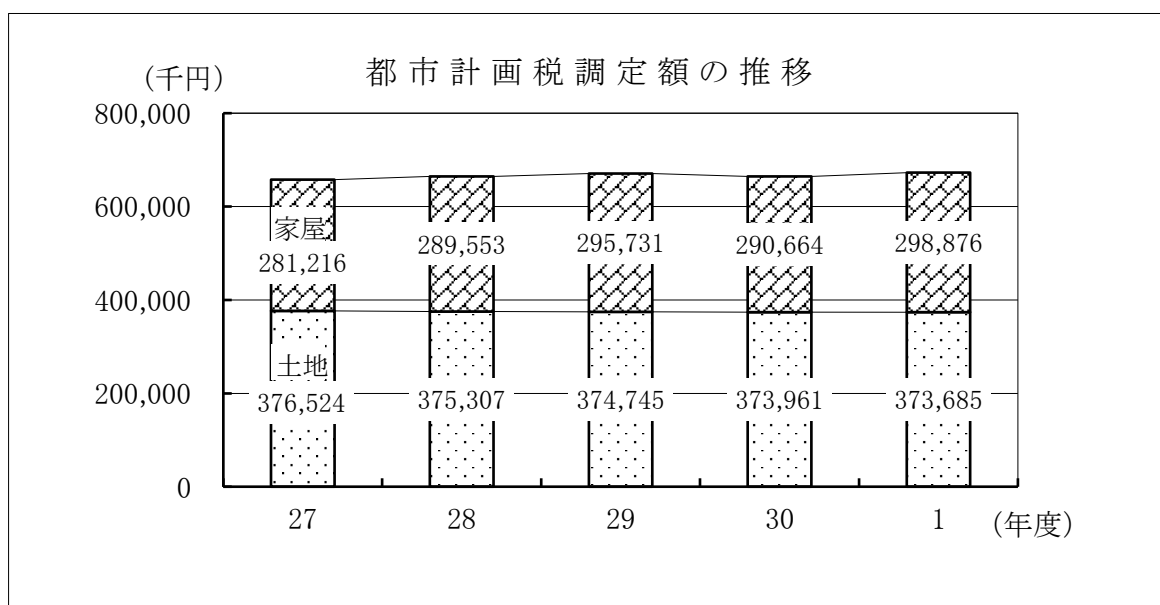
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	27	28	29	30	1
個人	40,069	40,362	40,634	40,954	41,188
法人	1,061	1,080	1,124	1,158	1,206
合計	41,130	41,442	41,758	42,112	42,394

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	27	28	29	30	1
土地	376,524	375,307	374,745	373,961	373,685
家屋	281,216	289,553	295,731	290,664	298,876
合計	657,740	664,860	670,476	664,625	672,561



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和元年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	19,430	29,387	7,033,000	394,915,541	72.5
家屋	22,964	21,705	3,899,851	149,907,490	27.5
合計	42,394	51,092	10,932,851	544,823,031	100.0

## (9) 土地・地目別集計表

(令和元年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
地 目				
	田	8,391	6,777,258	1,119,429
	畑	10,663	6,393,265	10,395,367
宅 地	住宅用地	50,672	8,554,161	319,416,499
	非住宅用地	2,833	2,144,064	81,687,060
	小 計	53,505	10,698,225	401,103,559
池	沼	53	38,772	22,895
山	林	1,549	1,094,898	688,569
原	野	1,484	677,415	43,090
雑	種 地	6,891	2,430,782	54,546,833
その他(公衆用道路等)		50,147	12,909,385	423
合 計		132,683	41,020,000	467,920,165

## (10) 木造家屋・種類別集計表

(令和元年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分		棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
種 類				
住 宅	専 用	22,218	2,425,288	71,496,348
	共 同	648	143,885	4,262,594
	併 用	895	113,423	1,856,469
	小 計	23,761	2,682,596	77,615,411
旅館・料亭・ホテル		10	588	5,869
事務所・銀行・店舗		299	27,941	662,082
劇場・映画館・病院		34	5,276	210,980
工場・倉庫		238	18,338	130,140
土 蔵		490	10,395	36,533
附 属 家		2,456	109,876	505,987
合 計		27,288	2,855,010	79,167,002

## (11) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和元年5月1日現在 非課税・免税点未満含む。)

種 類 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	637	283,990	14,963,783
住宅・共同住宅	4,034	1,428,787	63,947,281
ホテル・病院	41	53,038	4,313,292
工場・倉庫・市場	1,395	725,839	27,064,601
その他	1,739	163,718	4,284,118
合 計	7,846	2,655,372	114,573,075

## (12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		27	28	29	30	1
木 造	新 築	423	381	353	338	318
	増 築	6	3	4	4	3
	小 計	429	384	357	342	321
木 造 以 外	新 築	104	114	78	275	68
	増 築	2	0	1	1	1
	小 計	106	114	79	276	69
	新 築	527	495	431	613	386
	増 築	8	3	5	5	4
	計	535	498	436	618	390

## (13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分	27	28	29	30	1
木 造	265	234	222	203	215
木 造 以 外	83	70	41	74	64
合 計	348	304	263	277	279

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(令和元年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	843,632	245,120	3,432
埼玉県総務部	132,859	27,555	386
国土交通省 関東地方整備局	313,179	72,694	1,017
合 計	1,289,670	345,369	4,835

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和元年5月1日現在)

役 職 名	氏 名	任 期
委 員 長	山 口 昌 孝	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 19 日
委 員	吉 川 洋	平成 27 年 3 月 20 日 ~ 令和 3 年 3 月 19 日
委 員	本 田 明	平成 30 年 3 月 20 日 ~ 令和 3 年 3 月 19 日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会

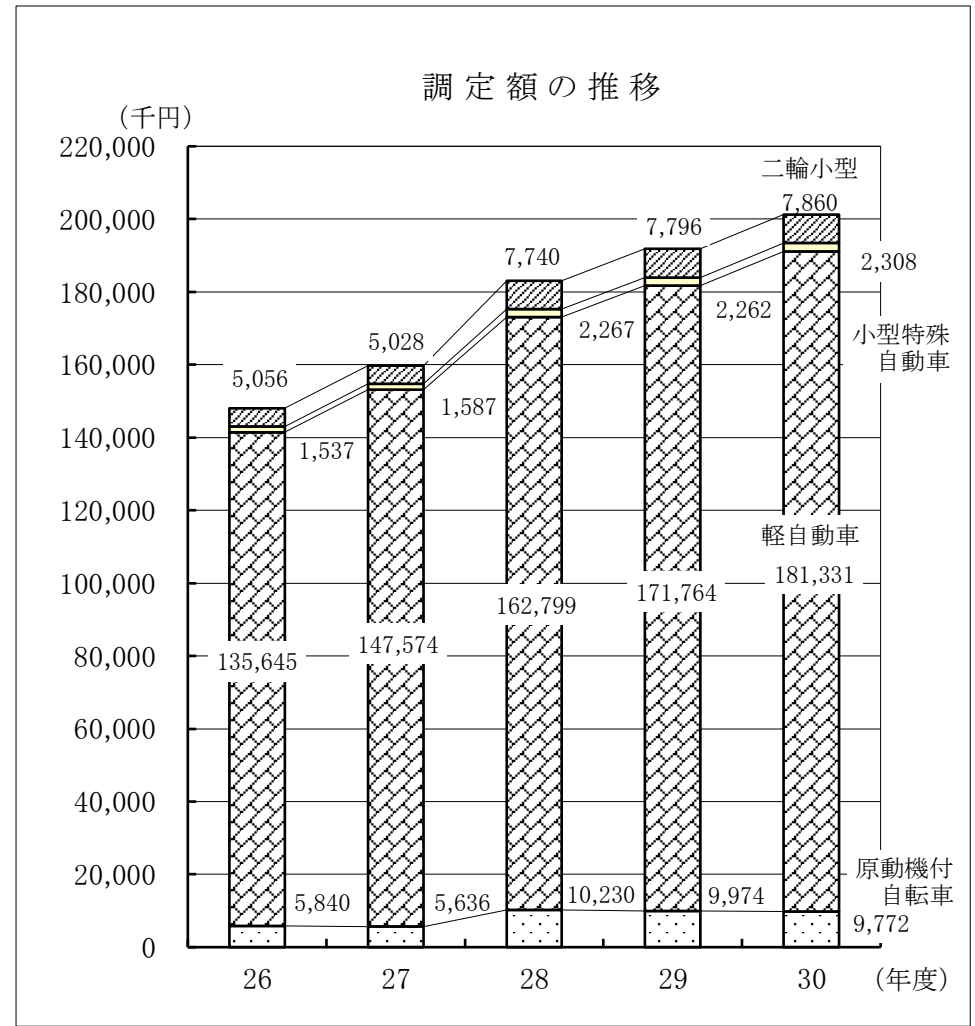
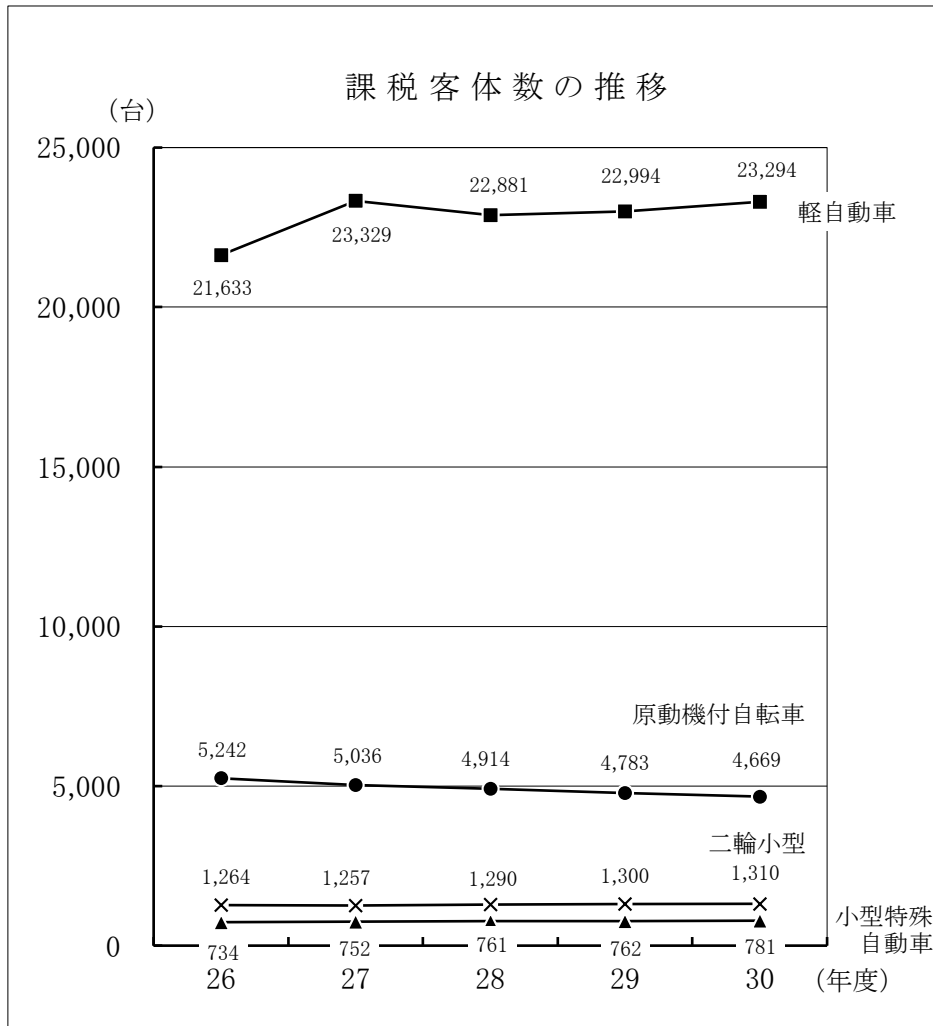
## 4. 諸 税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

種別		年度		26		27		28		29		30		税率※ H27まで (円)
		区分		台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	
原動機付自転車	50cc以下		4,144	4,144	3,934	3,934	3,800	7,597	3,651	7,300	3,498	6,996	1,000	
	90cc以下		271	325	261	313	247	494	247	494	248	496	1,200	
	125cc以下		774	1,238	793	1,269	822	1,973	842	2,021	873	2,095	1,600	
	ミニカー		53	133	48	120	45	166	43	159	50	185	2,500	
	小計		5,242	5,840	5,036	5,636	4,914	10,230	4,783	9,974	4,669	9,772		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		1,220	2,928	1,198	2,875	1,196	4,305	1,174	4,226	1,171	4,216	2,400	
	三輪		1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100	
	四輪	乗用	自家用	16,011	115,279	17,605	126,756	17,283	138,172	17,571	147,606	17,862	156,727	7,200
			営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
		貨物	自家用	4,232	16,928	4,365	17,460	4,243	19,811	4,093	19,413	4,094	19,811	4,000
			営業用	169	507	161	483	159	511	156	519	167	577	3,000
	小計		21,633	135,645	23,329	147,574	22,881	162,799	22,994	171,764	23,294	181,331		
小型特殊車	農耕作業用		617	987	628	1,005	635	1,524	638	1,531	657	1,577	1,600	
	その他		117	550	124	582	126	743	124	731	124	731	4,700	
	小計		734	1,537	752	1,587	761	2,267	762	2,262	781	2,308		
二輪の小型自動車		1,264	5,056	1,257	5,028	1,290	7,740	1,300	7,796	1,310	7,860	4,000		
合計		28,873	148,078	30,374	159,825	29,846	183,036	29,839	191,796	30,054	201,271			
前年比		103.3	105.0	105.2	107.9	98.3	114.5	100.0	104.8	100.7	104.9			

※ 平成28年度以降の税率については、34ページを参照

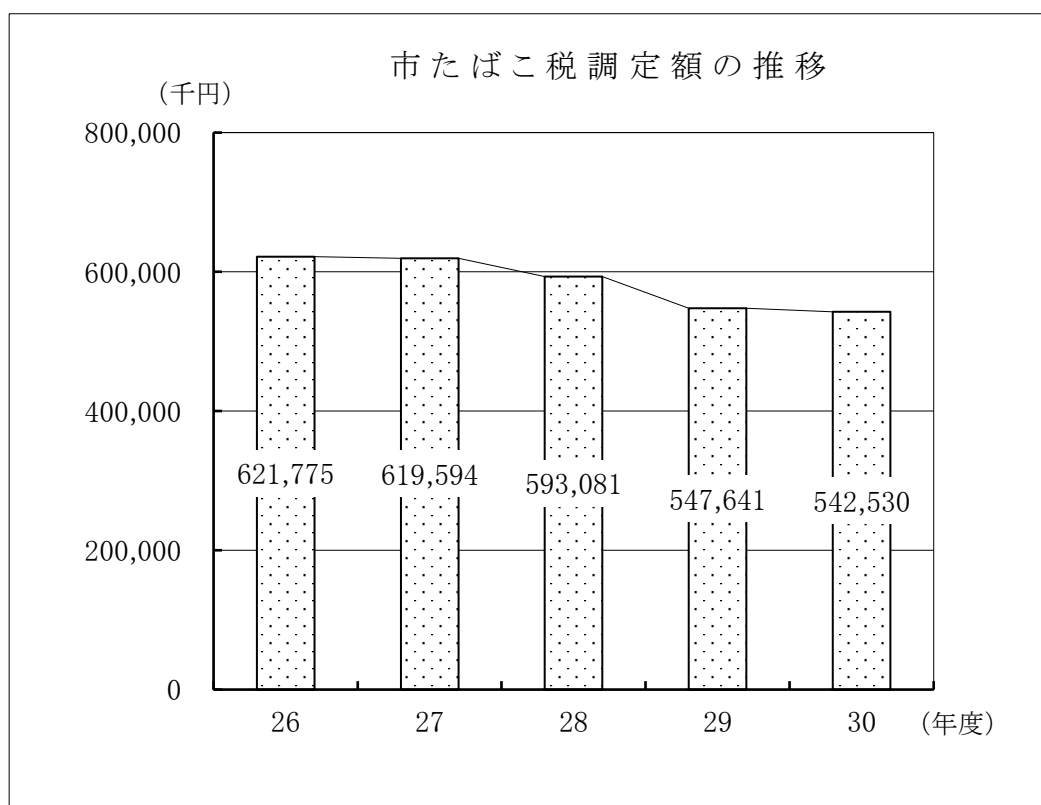
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)





(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		26	27	28	29	30
区分	調定額 (千円)	621,775	619,594	593,081	547,641	542,530
	対前年比 (%)	98.3	99.6	95.7	92.3	99.1
売渡本数 (千本)	旧3級品以外	121,124	120,820	115,458	105,942	105,947
	旧3級品	5,630	5,840	5,802	4,706	3,520
	対前年比 (%)	97.5	99.7	95.6	91.8	100.0
	税率	旧3級品以外		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで		3,298 円 / 1,000 本
			平成22年10月1日から平成25年3月31日まで		4,618 円 / 1,000 本	
			平成25年4月1日から平成30年9月30日まで		5,262 円 / 1,000 本	
			平成30年10月1日から令和2年9月30日まで		5,692 円 / 1,000 本	
	旧3級品		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで		1,564 円 / 1,000 本	
			平成22年10月1日から平成25年3月31日まで		2,190 円 / 1,000 本	
			平成25年4月1日から平成27年3月31日まで		2,495 円 / 1,000 本	
			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで		2,925 円 / 1,000 本	
			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで		3,355 円 / 1,000 本	
			平成30年4月1日から令和元年9月30日まで		4,000 円 / 1,000 本	



## 5. 徵 收

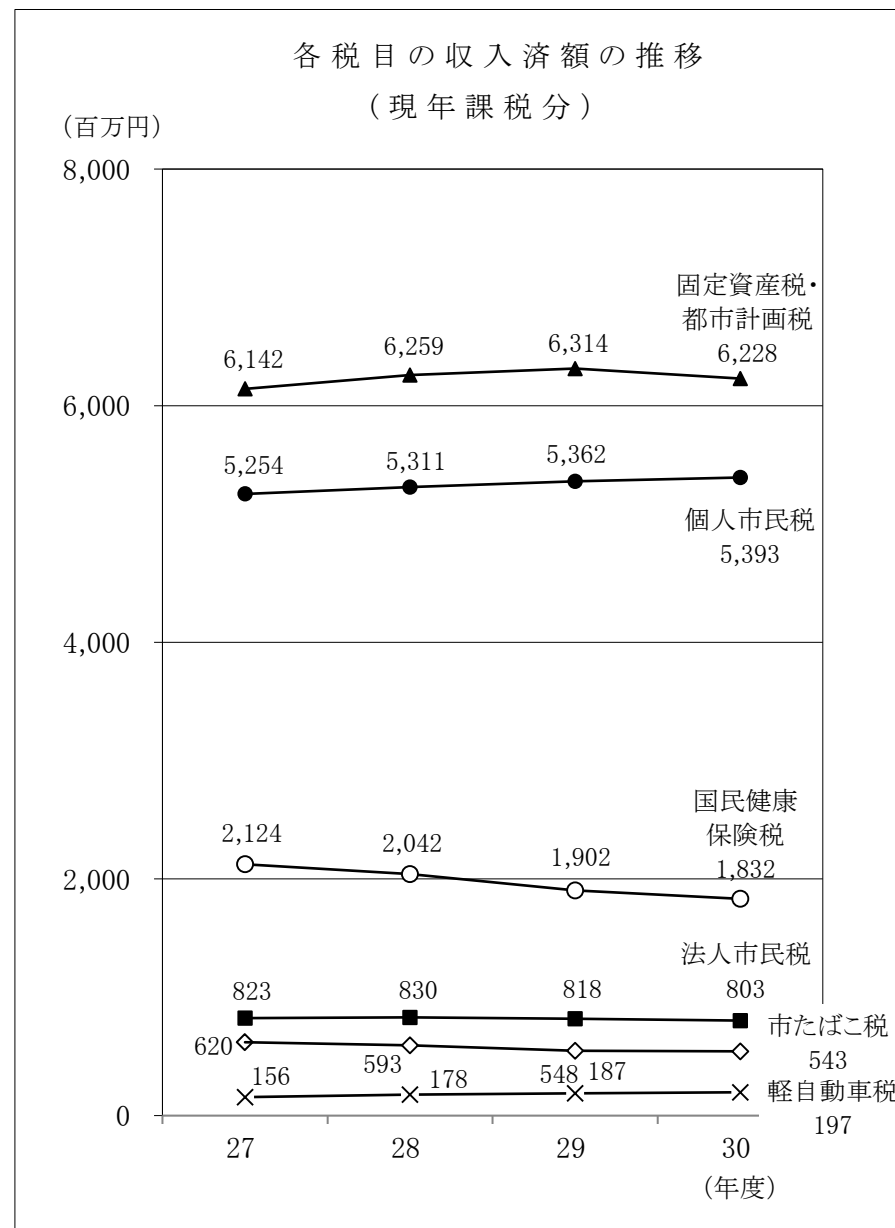
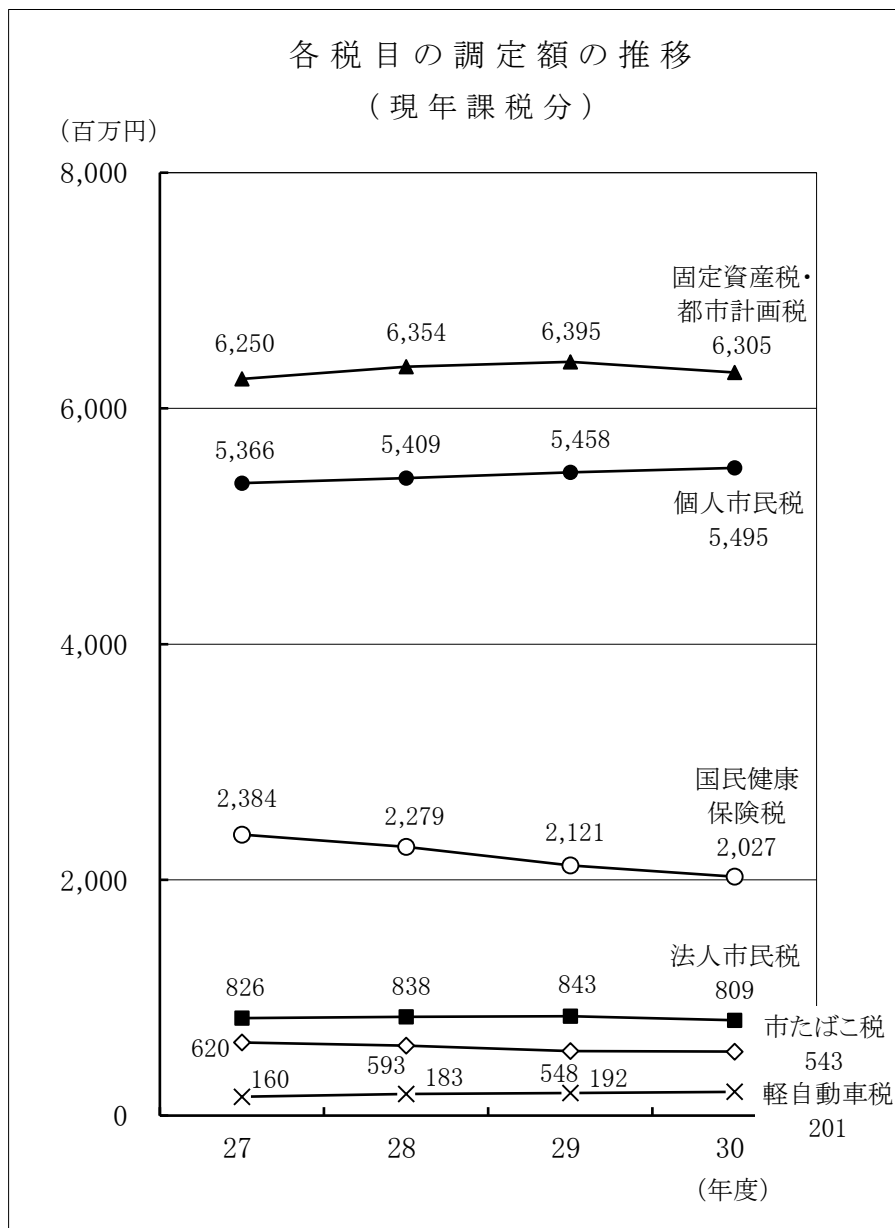
## (1) 年度別市税決算額

税目	年度	27			28			29			30		
	区分	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,365,625	5,253,849	97.9	5,408,795	5,310,894	98.2	5,457,849	5,362,183	98.2	5,494,746	5,393,020	98.1
	法人	826,216	822,830	99.6	837,790	830,302	99.1	842,535	818,386	97.1	809,391	802,880	99.2
	計	6,191,841	6,076,679	98.1	6,246,585	6,141,196	98.3	6,300,384	6,180,569	98.1	6,304,137	6,195,900	98.3
固定資産税	固定資産税	5,585,448	5,489,182	98.3	5,683,569	5,598,237	98.5	5,718,702	5,645,816	98.7	5,633,848	5,565,131	98.8
	交付金	6,242	6,242	100.0	5,742	5,742	100.0	5,708	5,708	100.0	5,675	5,675	100.0
	計	5,591,690	5,495,424	98.3	5,689,311	5,603,979	98.5	5,724,410	5,651,524	98.7	5,639,523	5,570,806	98.8
軽自動車税		159,826	156,241	97.8	183,036	178,485	97.5	191,796	187,221	97.6	201,272	197,106	97.9
市たばこ税		619,594	619,594	100.0	593,081	593,081	100.0	547,641	547,641	100.0	542,530	542,530	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		657,817	646,480	98.3	665,161	655,174	98.5	670,588	662,041	98.7	665,097	656,985	98.8
小計		13,220,768	12,994,418	98.3	13,377,174	13,171,915	98.5	13,434,819	13,228,996	98.5	13,352,559	13,163,327	98.6
滞納繰越分		950,164	219,309	23.1	867,707	243,861	28.1	759,613	227,548	30.0	641,123	235,275	36.7
合計		14,170,932	13,213,727	93.2	14,244,881	13,415,776	94.2	14,194,432	13,456,544	94.8	13,993,682	13,398,602	95.7
国民健康保険税		2,384,397	2,123,550	89.1	2,279,455	2,041,667	89.6	2,121,068	1,901,862	89.7	2,027,330	1,832,071	90.4
滞納繰越分		1,412,655	225,318	15.9	1,217,742	238,128	19.6	1,077,343	236,416	21.9	912,947	244,218	26.8
合計		3,797,052	2,348,868	61.9	3,497,197	2,279,795	65.2	3,198,411	2,138,278	66.9	2,940,277	2,076,289	70.6

※ 「調定額」

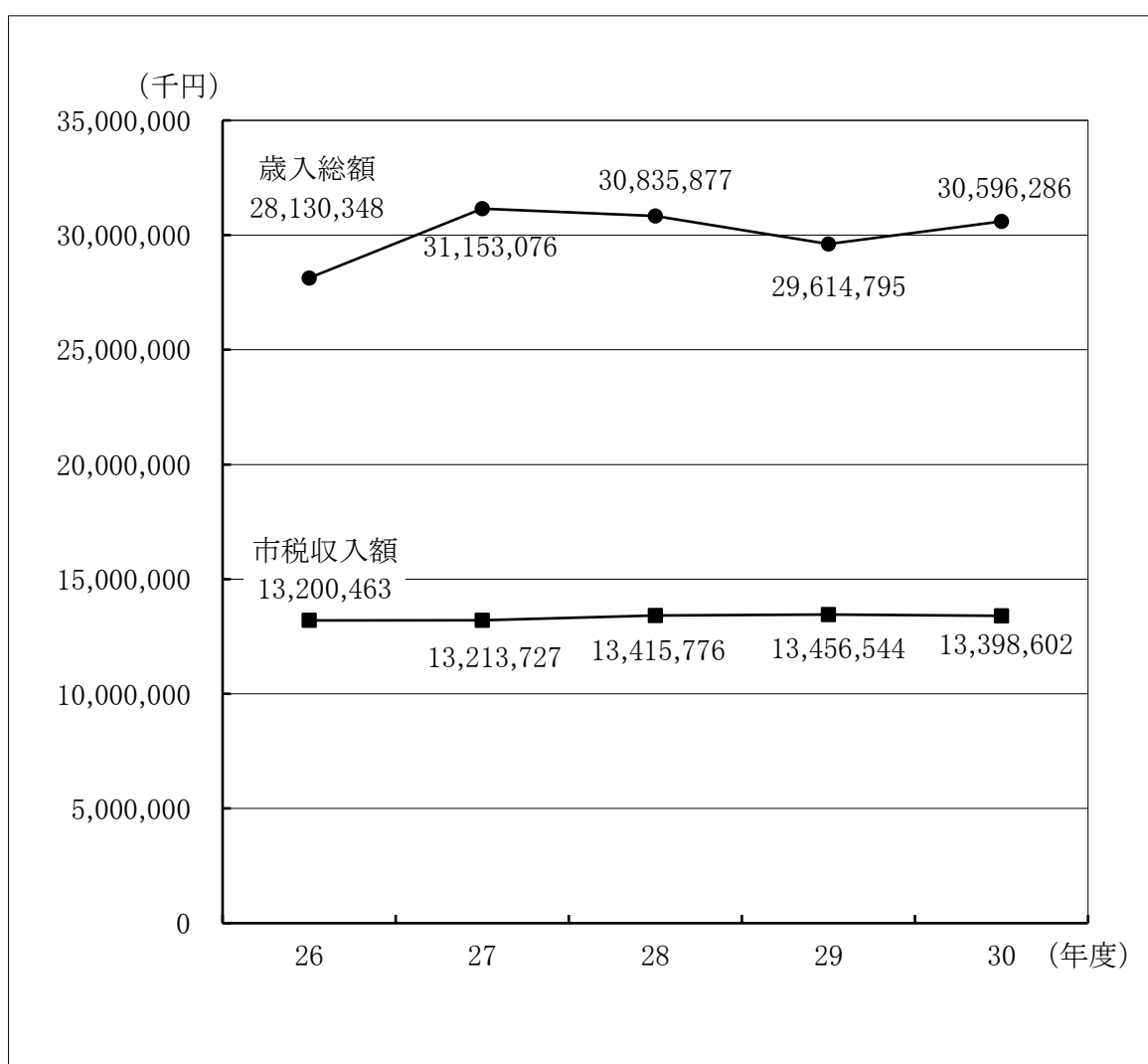
各税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

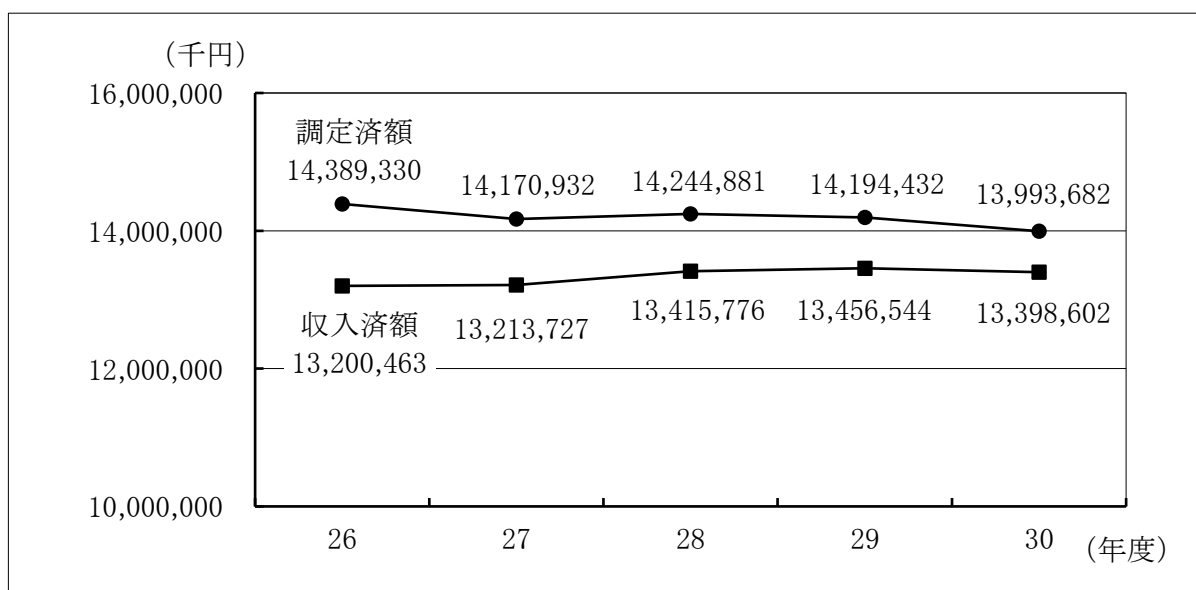
年度 区分	26	27	28	29	30
歳入総額 (A) (千円)	28,130,348	31,153,076	30,835,877	29,614,795	30,596,286
市税収入額 (B) (千円)	13,200,463	13,213,727	13,415,776	13,456,544	13,398,602
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	46.9	42.4	43.5	45.4	43.8



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		26	27	28	29	30
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,207,580	13,220,768	13,377,174	13,434,819	13,352,559
	滞納繰越分 B (千円)	1,181,750	950,164	867,707	759,613	641,123
	合 計 C (千円)	14,389,330	14,170,932	14,244,881	14,194,432	13,993,682
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	12,959,143	12,994,418	13,171,915	13,228,996	13,163,327
	滞納繰越分 F (千円)	241,320	219,309	243,861	227,548	235,275
	合 計 G (千円)	13,200,463	13,213,727	13,415,776	13,456,544	13,398,602
不納欠損額 H (千円)		237,449	89,925	63,084	95,900	68,441
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		951,418	867,280	766,021	641,988	526,639
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	98.1	98.3	98.5	98.5	98.6
	滞納繰越分 (F/B) (%)	20.4	23.1	28.1	30.0	36.7
	合 計 (G/C) (%)	91.7	93.2	94.2	94.8	95.7

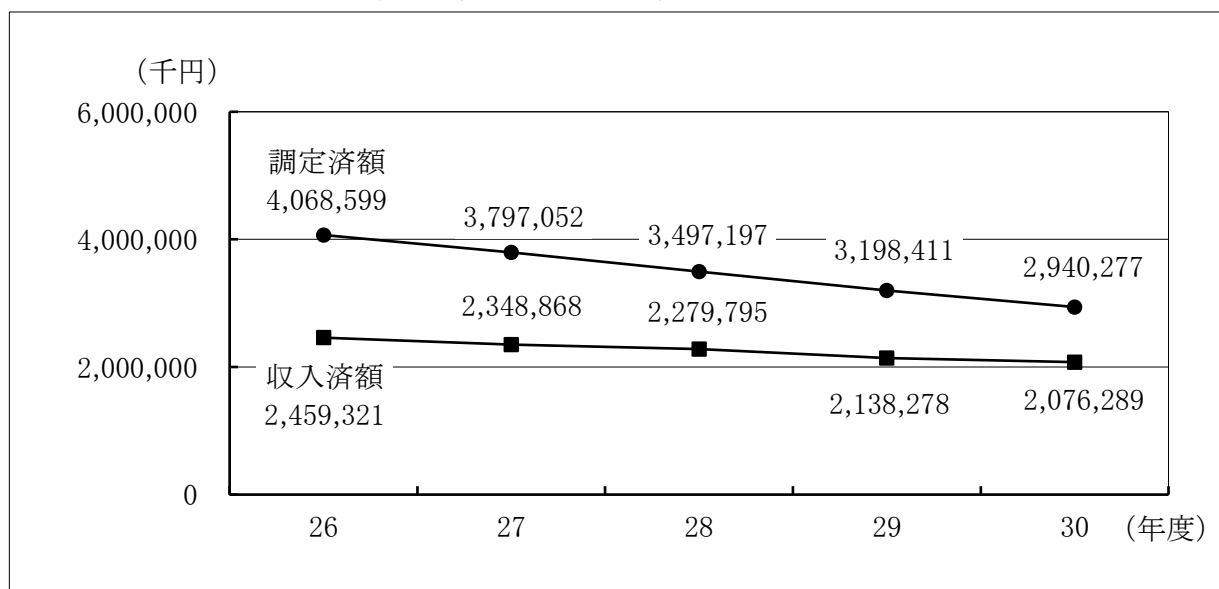
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分		年 度				
		26	27	28	29	30
調定済額	現年度課税分 A (千円)	2,481,893	2,384,397	2,279,455	2,121,068	2,027,330
	滞納繰越分 B (千円)	1,586,706	1,412,655	1,217,742	1,077,343	912,947
	合 計 C (千円)	4,068,599	3,797,052	3,497,197	3,198,411	2,940,277
収入済額	現年度課税分 D (千円)	2,199,977	2,123,550	2,041,667	1,901,862	1,832,071
	滞納繰越分 E (千円)	259,344	225,318	238,128	236,416	244,218
	合 計 F (千円)	2,459,321	2,348,868	2,279,795	2,138,278	2,076,289
不納欠損額 G (千円)		184,961	218,060	130,522	131,674	117,388
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		1,424,317	1,230,124	1,086,880	928,459	746,600
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	88.6	89.1	89.6	89.7	90.4
	滞納繰越分 (E/B) (%)	16.3	15.9	19.6	21.9	26.8
	合 計 (F/C) (%)	60.4	61.9	65.2	66.9	70.6

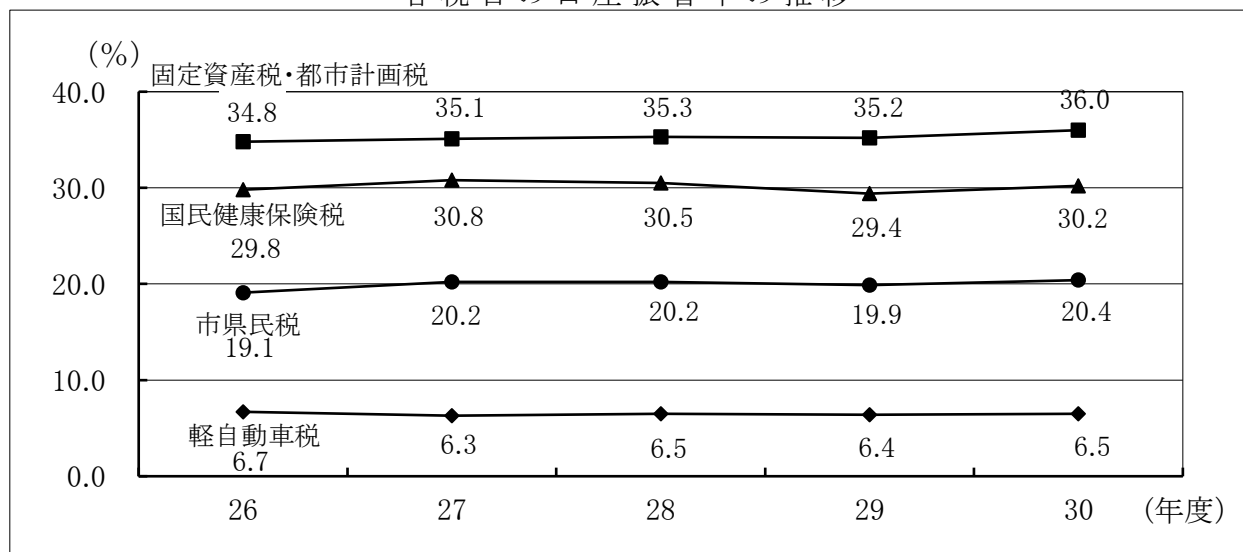
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		26	27	28	29	30
納税義務者 (人)	市 県 民 税	18,624	15,020	14,900	14,429	14,264
	固定資産税・都市計画税	37,213	37,432	37,629	37,834	38,148
	軽自動車税	28,864	30,374	29,846	29,819	30,034
	国民健康保険税	14,924	14,813	14,696	14,099	13,571
	合 計	99,625	97,639	97,071	96,181	96,017
振替件数 (件)	市 県 民 税	3,563	3,036	3,015	2,873	2,915
	固定資産税・都市計画税	12,964	13,142	13,292	13,329	13,716
	軽自動車税	1,940	1,910	1,933	1,916	1,946
	国民健康保険税	4,442	4,559	4,479	4,139	4,096
	合 計	22,909	22,647	22,719	22,257	22,673
振替加入率 (%)	市 県 民 税	19.1	20.2	20.2	19.9	20.4
	固定資産税・都市計画税	34.8	35.1	35.3	35.2	36.0
	軽自動車税	6.7	6.3	6.5	6.4	6.5
	国民健康保険税	29.8	30.8	30.5	29.4	30.2
	合 計	23.0	23.2	23.4	23.1	23.6

各税目の口座振替率の推移





## (7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		26	27	28	29	30
市県民税	件数 (件)	23,805	17,754	18,365	20,412	20,704
	金額 (千円)	514,527	409,000	419,768	444,776	454,377
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	28,434	30,623	31,835	33,478	35,934
	金額 (千円)	521,683	553,375	587,852	631,925	645,465
軽自動車税	件数 (件)	12,012	12,710	13,141	14,115	14,940
	金額 (千円)	62,940	67,906	80,879	91,539	101,279
国民健康保険税	件数 (件)	27,078	30,199	30,182	27,868	27,046
	金額 (千円)	393,077	402,255	410,162	363,835	362,624
合計	件数 (件)	91,329	91,286	93,523	95,873	98,624
	金額 (千円)	1,492,227	1,432,536	1,498,661	1,532,075	1,563,745

## (8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		26	27	28	29	30
動産	件数 (件)	3	0	0	5	4
	税額 (千円)	4,633	0	0	7,955	9,744
債権	件数 (件)	238	191	471	549	878
	税額 (千円)	167,808	150,565	247,878	222,927	230,398
不動産	件数 (件)	13	9	7	19	13
	税額 (千円)	52,051	19,181	6,873	13,496	11,434
合計	件数 (件)	254	200	478	573	895
	税額 (千円)	224,492	169,746	254,751	244,378	251,576

## (9) 督促状発付状況

種別	年度	27			28			29			30						
	区分	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)		1	15,020	3,334	22.2	1	14,900	3,206	21.5	1	14,429	3,110	21.6	1	14,264	3,318	23.3
		2	13,127	3,191	24.3	2	12,933	3,012	23.3	2	12,823	3,022	23.6	2	12,650	3,018	23.9
		3	12,817	3,516	27.4	3	12,553	3,141	25.0	3	12,503	3,115	24.9	3	12,448	3,043	24.4
		4	13,658	3,469	25.4	4	12,998	3,183	24.5	4	12,965	3,131	24.1	4	12,896	3,069	23.8
		計	54,622	13,510	24.7	計	53,384	12,542	23.5	計	52,720	12,378	23.5	計	52,258	12,448	23.8
固定資産税・ 都市計画税		1	37,432	3,903	10.4	1	37,629	3,647	9.7	1	37,834	3,761	9.9	1	38,148	3,739	9.8
		2	36,667	3,992	10.9	2	36,894	3,918	10.6	2	37,103	3,788	10.2	2	37,432	3,796	10.1
		3	36,672	3,508	9.6	3	36,893	3,442	9.3	3	37,122	3,452	9.3	3	37,437	3,329	8.9
		4	36,672	3,579	9.8	4	36,894	3,488	9.5	4	37,121	3,544	9.5	4	37,434	3,398	9.1
		計	147,443	14,982	10.2	計	148,310	14,495	9.8	計	149,180	14,545	9.7	計	150,451	14,262	9.5
軽自動車税		全	30,374	4,075	13.4	全	29,846	3,923	13.1	全	29,819	3,799	12.7	全	30,034	3,678	12.2
国民健康 保険税		1	14,813	3,768	25.4	1	14,696	4,293	29.2	1	14,099	3,737	26.5	1	13,571	3,620	26.7
		2	14,733	3,644	24.7	2	14,570	3,654	25.1	2	13,902	3,573	25.7	2	13,357	3,434	25.7
		3	14,586	3,558	24.4	3	14,408	3,542	24.6	3	13,706	3,621	26.4	3	13,229	3,425	25.9
		4	13,584	3,493	25.7	4	13,279	3,365	25.3	4	12,634	3,323	26.3	4	12,231	3,076	25.1
		5	13,670	3,266	23.9	5	13,306	3,338	25.1	5	12,657	3,215	25.4	5	12,289	3,057	24.9
		6	13,611	3,256	23.9	6	13,116	3,248	24.8	6	12,597	3,135	24.9	6	12,251	3,043	24.8
		7	13,482	3,303	24.5	7	12,950	3,205	24.7	7	12,475	3,154	25.3	7	12,118	3,015	24.9
		8	13,441	3,177	23.6	8	12,922	3,138	24.3	8	12,456	3,061	24.6	8	12,080	2,965	24.5
		9	13,423	3,058	22.8	9	12,961	2,986	23.0	9	12,496	3,012	24.1	9	12,068	2,821	23.4
		計	125,343	30,523	24.4	計	122,208	30,769	25.2	計	117,022	29,831	25.5	計	113,194	28,456	25.1

## 6. そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和元年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)			納期限 (令和元年度)																																					
市 民 税	個人	(課税客体) ○個人の所得  (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの	均等割	<table border="1"> <tr> <th>市 民 税</th> <th>県 民 税</th> </tr> <tr> <td>年額 3,500 円</td> <td>年額 1,500 円</td> </tr> </table>		市 民 税	県 民 税	年額 3,500 円	年額 1,500 円	(普通徴収) 第1期 7月 1日 第3期 10月31日 第2期 9月 2日 第4期 1月31日  (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、翌月10日までに納付)																																	
				市 民 税	県 民 税																																						
年額 3,500 円	年額 1,500 円																																										
所得割	<table border="1"> <tr> <th>市 民 税</th> <th>県 民 税</th> </tr> <tr> <td>6 %</td> <td>4 %</td> </tr> </table>		市 民 税	県 民 税	6 %	4 %																																					
	市 民 税	県 民 税																																									
6 %	4 %																																										
市 民 税	法人	(課税客体) ○法人の法人税額  (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人等の区分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資 本 金 等 の 額</td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50 人超</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資 本 金 等 の 額</td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50 人以下</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資 本 金 等 の 額</td> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資 本 金 等 の 額</td> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50 人以下</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50 人超</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本金等の額を有しない法人</td> <td>50 人以下</td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			法人等の区分		市内従業者	税額(年額)	資 本 金 等 の 額	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円	資 本 金 等 の 額	10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円	資 本 金 等 の 額	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円	資 本 金 等 の 額	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円	資本金等の額を有しない法人		50 人以下	50,000 円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
				法人等の区分		市内従業者	税額(年額)																																				
資 本 金 等 の 額	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円																																								
	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円																																								
資 本 金 等 の 額	10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																																								
	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円																																								
資 本 金 等 の 額	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円																																								
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円																																								
資 本 金 等 の 額	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円																																								
	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円																																								
資本金等の額を有しない法人		50 人以下	50,000 円																																								
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>平成26年10月1日以後に開始</th> <th>令和元年10月1日以後に開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>12.1 %</td> <td>8.4 %</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>9.7 %</td> <td>6.0 %</td> </tr> </tbody> </table>		法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	12.1 %	8.4 %	上記以外の法人	9.7 %	6.0 %																																
法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始																																									
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は法人税額が年400万円を超える法人	12.1 %	8.4 %																																									
上記以外の法人	9.7 %	6.0 %																																									
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <th>土 地</th> <th>家 屋</th> <th>償却資産</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.4 %</td> </tr> </table>		土 地	家 屋	償却資産	税率				1.4 %	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		免 税 点		土 地	300,000 円	家 屋	200,000 円	償却資産	1,500,000 円	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 3月2日																					
土 地	家 屋	償却資産	税率																																								
			1.4 %																																								
免 税 点																																											
土 地	300,000 円																																										
家 屋	200,000 円																																										
償却資産	1,500,000 円																																										
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <th>土 地</th> <th>家 屋</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.2 %</td> </tr> </table>		土 地	家 屋	税率			0.2 %																																		
土 地	家 屋	税率																																									
		0.2 %																																									

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和元年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (令和元年度)																													
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車  (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	四輪以上及び三輪の軽自動車 <table border="1" data-bbox="757 252 1581 443"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>平成27年3月31日 以前に登録</th> <th>平成27年4月1日 以後に新車登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	自家用	7,200 円	貨物用	営業用	3,000 円	自家用	4,000 円	全 期 5月31日										
		種 別		平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録																											
		三輪のもの		3,100 円	3,900 円																											
		四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円																											
				自家用	7,200 円																											
			貨物用	営業用	3,000 円																											
				自家用	4,000 円																											
		原動機付自転車及び二輪車等 <table border="1" data-bbox="757 496 1581 799"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等</td> <td colspan="2">二輪のもの (側車付を含む。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円	90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円	ミニカー	3,700 円	軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)		二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの		3,600 円			小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円	その他のもの	5,900 円	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円		
		種 別		年 税 額																												
		原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円																												
			50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円																												
			90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円																												
			ミニカー	3,700 円																												
		軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)																													
			二輪のけん引車 (ボートトレーラー等) 専ら雪上を走行するもの																													
3,600 円																																
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円																														
	その他のもの	5,900 円																														
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円																														
重課税率 (平成28年度から) <table border="1" data-bbox="757 852 1581 1018"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗 用</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	軽自動車	三輪のもの		4,600 円		四輪以上のもの	乗 用	営業用	8,200 円	自家用	12,900 円	貨物用	営業用	4,500 円	自家用	6,000 円													
種 別		年 税 額																														
軽自動車	三輪のもの																															
	4,600 円																															
	四輪以上のもの	乗 用																														
		営業用	8,200 円																													
		自家用	12,900 円																													
貨物用																																
営業用	4,500 円																															
自家用	6,000 円																															
※ 最初の新規検査 (車検証に記載してある初度検査年月) を受けた月から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率が適用																																
軽課税率 <table border="1" data-bbox="757 1145 1581 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度</th> </tr> <tr> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900 円</td> <td>3,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> <td>5,200 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> <td>8,100 円</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨 物</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> <td>2,900 円</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	四輪以上	乗 用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	貨 物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円
種 別			標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度																												
	25%軽減	50%軽減		75%軽減																												
三輪	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円																												
四輪以上	乗 用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円																											
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円																											
	貨 物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円																											
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円																											
※ 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例 (軽課) が適用 (平成28年度及び平成29年度に実施したグリーン化特例 (軽課) を対象車の重点化を行った上で2年延長)																																

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和元年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)			納期限(令和元年度)															
市たばこ税	(納税義務者) ○製造たばこの製造者、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)又は卸売販売業者	旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本	毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付															
			平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本																
			令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本																
			令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本																
		旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本																
			平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本																
			平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本																
			令和元年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本																
国民健康保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数  (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>7.8%</td> <td>24,500円</td> <td>580,000円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7%</td> <td>4,500円</td> <td>190,000円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1.4%</td> <td>10,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	年間限度額	医療保険分	7.8%	24,500円	580,000円	後期高齢者支援分	1.7%	4,500円	190,000円	介護納付金分	1.4%	10,000円	160,000円		第1期 7月31日 第2期 9月2日 第3期 9月30日 第4期 10月31日 第5期 12月2日 第6期 12月25日 第7期 1月31日 第8期 3月2日 第9期 3月31日
	所得割	均等割	年間限度額																	
医療保険分	7.8%	24,500円	580,000円																	
後期高齢者支援分	1.7%	4,500円	190,000円																	
介護納付金分	1.4%	10,000円	160,000円																	